

令和8年度大型商業施設における出張体験入学運営広報業務 公募型プロポーザル評価要領

1 審査対象となる事業者

審査対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する公募型プロポーザル参加者（以下「提案者」という。）とする。

- (1) 令和8年度大型商業施設における出張体験入学運営広報業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に規定する参加資格を有していること。
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類を全て提出していること。
- (3) 実施要領及び令和8年度大型商業施設における出張体験入学運営広報業務企画提案書作成要領に基づき、適正に書類を作成していること。

2 審査方法

- (1) 審査は、別途審査会を開催して行う。
- (2) 審査会では、提出された企画提案書とプレゼンテーションに対する審査を行う。
- (3) プレゼンテーションの時間については、1提案者あたり35分以内（説明20分以内、質疑応答15分程度）とする。
- (4) 説明者（補助者を含む。）は、1提案者あたり4名以内とする。
- (5) 説明で使用する資料は、あらかじめ提出した企画提案書のみとする。
- (6) 説明順は、参加表明書を受理した順番とする。
- (7) 審査会の委員（以下「委員」という。）は、「5 審査基準」に基づいて採点する。

3 最優秀提案者の選定方法

- (1) 企画提案ごとに採点結果を集計し、評価点が最も高かった者を最優秀提案者とする。
- (2) 評価点が最も高い者が複数いる場合は、各委員の協議により、最優秀提案者を選定する。
- (3) 提案者が1者のみの場合であっても、プレゼンテーション・審査を行ったうえで、最優秀提案者を選定する。

4 審査に関する公正の確保等

委員は、提案者と直接の利害関係があるときは、自らその関係について申し出るものとし、審査に参加することができない。

5 審査基準

それぞれの委員が、以下の審査項目の審査基準ごとに5段階で評価を行い、その評価点に「配点」欄の括弧書きで記載する倍数を乗じたものの合計点(100点満点)をその提案者の得点とする。

委員の合計得点で最も高い得点を得た者から順位を付けるものとする。

審査項目	審査基準	配点
目的・趣旨 (10点)	令和8年度大型商業施設における出張体験入学の目的・趣旨を正しく理解し、反映されており、仕様書に基づいた具体的な企画となっているか。	10点 5 (×2)
企画内容 (30点)	各高校の特色を効果的にPRし、高校生の活躍を意識した魅力的かつ工夫をこらした提案がされているか。	10点 5 (×2)
	各会場の特性を理解した提案がされているか。	10点 5 (×2)
	高校生の活動に配慮し、かつ、危機管理体制が整った企画となっているか。	10点 5 (×2)
事業実施体制・運営 (30点)	事業を展開するために業務を総括する総合責任者の配置をはじめ効果的・効率的な事業実施体制が構築されているか。	10点 5 (×2)
	スケジュールは、現実的であり、かつ、適切に管理されるものとなっているか。	10点 5 (×2)
	本事業に関連する事業において、良好な実績を有しており、知識、経験及びノウハウ等を十分に活かすことが期待できるか。	10点 5 (×2)
広報活動内容 (20点)	コンセプトやターゲットの設定が的確なもので、中学生、保護者、中学校等の教職員及び広く県民の参加を呼びかけられるものであるか。	10点 5 (×2)
	各種メディアに取り上げられるような工夫がされているか。	10点 5 (×2)
経済合理性 (10点)	事業費の積算は、必要と考えられる経費が計上され、詳細かつ妥当な見積もりとなっているか。	10点 5 (×2)
個人情報の漏洩等の有無 (0点または-5点)	過去2年間に受託業務における個人情報漏洩等の事件を発生させていないか。	0点又は -5点
合 計		100点

※評価点は、次のとおりとし、絶対評価により整数で評価する。

1点	2点	3点	4点	5点
非常に劣る	劣る	標準的である	優れている	非常に優れている